

【速報】

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画

(芦屋市DV対策基本計画)

進行管理調書(案)

平成26～28年度実績報告書

平成29(2017)年7月20日

芦屋市
(男女共同参画推進課)

計画の体系

基本目標	施策の方向	基本施策
1 相談機能の充実	(1) 安心して相談できる体制づくり	①配偶者暴力相談支援センター機能の整備 ②被害者の状況に応じた専門相談体制の充実 ③高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実 ④相談窓口・方法の市民への周知 ⑤苦情等への対応
	(2) 相談機関・支援職員の資質向上	①早期発見のための関係者・支援者の相談対応力の向上 ②相談窓口での二次的被害の防止に向けた研修
2 被害者の安全確保	(1) 緊急時における安全確保	①緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保 ②警察・県等との連携強化による速やかな一時保護 ③保健・福祉関係者、医療機関、学校等関係機関間の連携
	(2) 保護命令等に関する支援	①保護命令制度利用に関する情報提供や助言 ②保護命令申立て時の支援
	(3) 被害者の情報の保護	①住民基本台帳閲覧等の制限 ②庁内関係部局における情報管理の徹底 ③関係機関等との連携における場管理の徹底
3 被害者の自立支援	(1) 自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	①支援センターにおける関係機関との連絡・調整 ②経済的支援等に関する情報提供
	(2) 生活の安定に向けた支援	①福祉制度を利用した支援 ②保険、医療、年金等に関する情報提供、支援 ③司法手続きに関する情報提供、支援
	(3) 住居確保に向けた支援	①市営住宅、公営住宅等の情報提供 ②母子生活支援施設等の入所 ③生活用品提供支援への取組
基本目標	施策の方向	基本施策
3 被害者の自立支援	(4) 就労に向けた支援	①ハローワークとの連携による就労支援 ②就職セミナー等の開催 ③母子自立支援制度の活用 ④保育体制の充実
	(5) 心身の回復に向けた支援	①相談（カウンセリング等）の充実 ②県関係機関等との連携
	(6) 子どもへの支援	①就学や保育に関する支援 ②子どもの心のケアに関する支援の充実 ③子育て支援に関する情報提供の充実
4 啓発・教育の推進	(1) 市民等への啓発・教育の推進	①男女共同参画社会の推進 ②DV防止の啓発 ③家庭・地域・職場等への啓発活動
	(2) 学校等における啓発・教育の推進	①人権教育の推進 ②「デートDV」の予防啓発 ③教職員等への啓発、研修
5 関係機関の連携、人材の育成	(1) 関係機関の連携推進	①関係者・支援者相互の連携強化 ②関係機関によるネットワークの構築 ③県、近隣市町との広域連携の強化 ④民間支援団体との連携 ⑤県・市の役割分担
	(2) 支援者の育成	①被害者支援にかかわる人材育成と資質の向上に向けた研修 ②民間支援団体との連携・協働

速報 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書一覧

平成29年7月20日現在

番号	基本目標	施策の方向	基本施策	内容	平成26年度～平成29年度取組目標	平成23年度～平成25年度の評価	平成26年度～平成28年度の評価
1	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	婦人相談員等による相談	関係課等と必要に応じて連携し、支援を行う	A	B
2	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	相談窓口や支援機関のコーディネート	相談者が庁内を移動することなく、安心して相談・手続きができるよう関係課の職員が出向き、手続きができるワンストップサービスを実施する	A	A
3	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	カウンセリング等	男女共同参画センターで女性のための法律相談を実施する お困りです課では引き続き法律相談等を実施すると共に、庁内をはじめとする各種相談事業について広く周知に努める	A	A
4	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	保健、福祉、医療等の関係機関との連携	さらに連携を深めるため医療等の関係機関に構成員としてネットワーク会議に参加を依頼すると共に、定期的に会議を開催して意識の醸成を図り、相談体制の充実を図る	C1	A
5	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実	県の専門相談窓口等との連携	引き続きセンター連絡会議に参加するなどして県の相談窓口等と連携を図り、相談の充実を努める	A	B
6	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	権利擁護支援センター等との連携	引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る	B	B
7	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	高齢者、障がいのある人、外国人等に対する相談の充実	県や民間支援団体等との連携	相談があった場合に備えて、対応の仕方や情報提供先をきっちり把握しておく	B	B
8	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	相談窓口・方法の市民への周知	相談窓口の周知	ホームページにてDV相談室の周知を図るなどして、相談窓口の周知拡大に努める	A	B
9	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	相談窓口・方法の市民への周知	DV相談カードの配架先の拡大	庁内の窓口担当者にDV相談カードを預け、必要に応じて直接手渡しし、相談するよう伝えてもらう配架先を拡大することにより、さらなる相談窓口の周知に努める	C1	A
10	相談機能の充実	安心して相談できる体制づくり	苦情等への対応	公聴部門の相談窓口や苦情等申出処理制度の活用	必要な情報が提供できるよう努める	B	B
11	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	早期発見のための関係者・支援者の相談対応力の向上	職員研修の実施(年1年以上)	新任職員やDV被害者支援ネットワーク会議の委員、窓口職場の職員を中心に、DV基礎研修や早期発見・支援につながるような研修を実施する	A	B
12	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	早期発見のための関係者・支援者の相談対応力の向上	共通チェックリスト等の作成	DV被害者を発見し、関係課につなぐことができるようなチェックリストを関係課と協議しながら作成する	C2	C
13	相談機能の充実	相談機関・支援職員の資質向上	相談窓口での二次的被害の防止に向けた研修	相談機関・支援職員のためのマニュアルづくり	内閣府男女共同参画局発行の「配偶者からの暴力の被害者対応の手引」を参考にするとともに、関係課と協議しながらマニュアルを作成し、二次的被害の防止に向けた研修を行う	C2	A
14	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保	被害者や子ども等同伴家族の安全確保	継続して被害者等の安全確保のために努める	A	B
15	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	警察、県等との連携強化による速やかな一時保護	警察、県婦人相談所、福祉事務所等との連携強化(対応マニュアルの整備)	県が作成したマニュアルを活用しつつ、本人の希望に沿った形での支援が行えるよう関係機関と連携して一時保護を実施する	A	B
16	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	保健・福祉関係者、医療機関、学校等関係機関間の連携	保健・福祉関係者、医療機関、学校関係者など連絡・調整体制の整備	医師会にDV被害者支援ネットワーク会議に参加してもらい通報体制づくりに努める	C1	A
17	被害者の安全確保	緊急時における安全確保	保健・福祉関係者、医療機関、学校等関係機関間の連携	医療機関等からの通報体制づくり	医師会にDV被害者支援ネットワーク会議に参加してもらい通報体制づくりに努める	C2	A
18	被害者の安全確保	保護命令等に関する支援	保護命令制度利用に関する情報提供や助言	相談者の立場に立ち、保護命令制度の利用に関する情報提供や手続についての助言、同行支援等	相談者の立場に立ち、保護命令制度の利用についての情報提供や助言・必要な支援を行う	B	B
19	被害者の安全確保	保護命令等に関する支援	保護命令申立て時の支援	関係機関との連携による保護命令申立ての助言、同行支援等	裁判所主催の保護命令手続に関する研究会に参加し、支援についての情報収集等に努める	A	B
20	被害者の安全確保	被害者の情報保護	住民基本台帳閲覧等の制限	住民基本台帳閲覧等制限(DV被害者、ストーカー被害者)	適正な住民基本台帳閲覧等の制限が実施できるよう、相談者からの話しを詳細に聞き取り、情報の取り扱いに配慮しながら実施する	B	B
21	被害者の安全確保	被害者の情報保護	庁内関係部局における情報管理の徹底	被害者の情報管理の徹底	DV被害者支援ネットワーク会議を中心に被害者の情報管理の徹底について、定期的に庁内での意識の共有を図る	A	B
22	被害者の安全確保	被害者の情報保護	関係機関等との連携における情報管理の徹底	広域的な連携を行う際の情報共有と情報管理の徹底	引き続きセンター連絡会議に参加し、情報共有のほか情報管理の徹底についても意識の共有を図る	A	B
23	被害者の自立支援	自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	支援センターにおける関係機関との連絡・調整	関係機関との連携・調整(警察、保健・福祉関係機関、医療機関)	ネットワーク会議を活用して連携の強化を図り、医療機関との連携も進める	A	A

24	被害者の自立支援	自立支援に向けた関係機関との連絡・調整	経済的支援等に関する情報提供	児童手当、児童扶養手当、母子(寡婦)・父子福祉金、生活保護資金等の交付などの情報提供	引き続き、相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う	B	B
25	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	福祉制度を利用した支援	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援	想定できる限りの福祉制度について漏れないよう情報提供を行う	B	B
26	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	保険、医療、年金等に関する情報提供、支援	国民健康保険や医療助成、国民年金制度などの情報提供と手続き支援	被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供をもれなく正確に行う	B	B
27	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	司法手続きに関する情報提供、支援	各種の法律相談窓口の情報提供や利用に関する助言	男女共同参画センターで女性のための法律相談を実施する	A	B
28	被害者の自立支援	生活の安定に向けた支援	司法手続きに関する情報提供、支援	日本司法支援センター(法テラス)の活用についての情報提供や助言	法テラス主催の研修会に参加する等して法テラスについての理解を深め、情報提供できるよう努める	A	B
29	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	市営住宅、公営住宅等の情報提供	市営住宅、県営住宅、公営住宅等の情報定常、優先入居制度の情報提供	必要に応じて市営住宅等に関する情報提供を行う	A	B
30	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	市営住宅、公営住宅等の情報提供	ステップハウスに関する情報提供	ステップハウスについて情報提供できるよう情報収集に努める	A	B
31	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	母子生活支援施設等の入所	母子生活支援施設等の入所支援	母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う	B	B
32	被害者の自立支援	住宅確保に向けた支援	生活用品提供支援への取組	民間支援団体等との連携	民間支援団体等と連携し、生活用品提供に関する支援を行う	C2	C
33	被害者の自立支援	就労に向けた支援	ハローワークとの連携による就労支援	ハローワークやマザーズハローワークとの連携	ハローワークとの連携により就労に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供を行う	B	B
34	被害者の自立支援	就労に向けた支援	ハローワークとの連携による就労支援	職業訓練等の情報提供	必要に応じて職業訓練に関する情報提供を行う	B	B
35	被害者の自立支援	就労に向けた支援	就職セミナー等の開催	就職セミナー等の開催と情報提供	就労セミナーや就労に関する情報提供を行い、就労に向けた支援に努める	B	B
36	被害者の自立支援	就労に向けた支援	母子自立支援制度の活用	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う	B	B
37	被害者の自立支援	就労に向けた支援	母子自立支援制度の活用	母子家庭自立支援給付金等の情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う	B	B
38	被害者の自立支援	就労に向けた支援	保育体制の充実	保育体制の充実	・待機児童解消に向けた取組としては、小規模保育事業の実施と認定こども園の整備を推進する ・延長保育、一時預かり事業、統合保育の実施 ・ファミリーサポートセンター事業は依頼会員、協力会員の入会促進をはかり、会員数を増やす キャンセル待ちを導入できないか検討する	A	A
39	被害者の自立支援	心身の回復に向けた支援	相談(カウンセリング)の充実	相談(カウンセリング)の充実	必要に応じて、県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターと連携し、心身の回復に向けた支援を行う	A	A
40	被害者の自立支援	心身の回復に向けた支援	県関係機関等との連携	県健康福祉事務所との連携	必要に応じて、県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターと連携し、心身の回復に向けた支援を行う	A	C
41	被害者の自立支援	心身の回復に向けた支援	県関係機関等との連携	広域専門機関との連携によるケア	必要に応じて、県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターと連携し、心身の回復に向けた支援を行う	C1	C
42	被害者の自立支援	子どもへの支援	就業や保育に関する支援	教育委員会や学校、こども・健康部局と連携	関係課が連携して保育等に関する適切な支援に努める	A	B
43	被害者の自立支援	子どもへの支援	就業や保育に関する支援	子どもに関する必要な情報提供と情報管理の徹底	関係課が連携して子どもに関する必要な情報提供を行い、情報管理の徹底に努める	A	A
44	被害者の自立支援	子どもへの支援	子どもの心のケアに関する支援の充実	広域の関係機関との連携による専門的ケア	関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援へ繋ぐ	A	B
45	被害者の自立支援	子どもへの支援	子どもの心のケアに関する支援の充実	学校内での支援や相談体制の充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い、児童生徒への相談体制のさらなる充実の努める	A	B
46	被害者の自立支援	子どもへの支援	子育て支援に関する情報提供の充実	子育て支援サービスの情報提供	関係課が連携して、子育て支援サービスについての適切な情報提供に努める	A	A
47	被害者の自立支援	子どもへの支援	子育て支援に関する情報提供の充実	乳幼児健康診査、予防接種等や各種相談事業の情報提供	住民登録がなくても、受けられる支援について、関係課間での連携強化を図る	A	B
48	啓発・教育の推進	市民等への啓発・教育の推進	男女共同参画社会の推進	市広報紙やホームページ等による啓発	市広報紙には定期的に特集や主要記事を掲載 講座や事業実施時に男女共同参画推進条例の趣旨啓発に努める	C1	B

49	啓発・教育の推進	市民等への啓発・教育の推進	DV防止の啓発	リーフレットや市広報紙等による啓発	リーフレットを作成する ホームページでの啓発を充実させる	C1	B
50	啓発・教育の推進	市民等への啓発・教育の推進	家庭・地域・職場等への啓発活動	家庭や地域、事業所などとの連携による啓発活動	街頭キャンペーン参加団体を拡充し啓発活動を行う	C1	B
51	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	人権教育の推進	学校・幼稚園等における人権教育	継続して、人権教育の推進を図る	B	B
52	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	「デートDV」の予防啓発	若年層を対象にした学習機会の提供、啓発活動	中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供する	C2	A
53	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	「デートDV」の予防啓発	関係部局の連携による啓発活動	「デートDVを知っていますか」のチラシをよりわかりやすくするため新たに作成し、毎年成人式で配布	A	B
54	啓発・教育の推進	学校等における啓発・教育の推進	教職員等への啓発、研修	研修機会の提供	教職員に対するDVに関する研修機会の提供に努める	C1	A
55	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係者・支援者相互の連携強化	相談窓口連絡会の拡大・充実	ネットワーク会議を定期的に実施、関係課・関係機関間で情報共有し、意識の醸成を図る	A	B
56	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係機関によるネットワークの構築	DV防止ネットワーク(協議会等)の構築(市、警察、健康福祉事務所、医師会等)	ネットワーク会議設置の趣旨説明を行い、警察、医師会にも構成員としての参加依頼を行う	C1	A
57	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	関係機関によるネットワークの構築	要保護児童対策地域協議会との連携	引き続き、要保護児童対策地域協議会と連携を行う	A	B
58	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	県、近隣市町との広域連携の強化	専門的・広域的連携	引き続き、センター連絡会議に参加するなど、あらゆる機会をとらえて専門的・広域的な連携が図られるよう努める	A	B
59	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	県、近隣市町との広域連携の強化	広域連携による男性相談	県等と連携しながら男性のDV被害者にも対応する	C1	B
60	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	民間支援団体との連携	民間支援団体等との連携による支援	継続して情報提供に努める	B	C
61	関係機関の連携、人材の育成	関係機関の連携推進	県・市の役割分担	役割分担の明確化による連携強化	引き続き、連絡会議に出席するなどして情報共有に努め、県・市の役割分担を明確にしつつ、連携強化を図る	B	B
62	関係機関の連携、人材の育成	支援者の育成	被害者支援にかかわる人材育成と資質の向上に向けた研修	研修等の実施(年1回以上)	DV被害者支援ネットワーク会議の委員や窓口職場の職員を中心に早期発見・支援につながるような研修を実施する	A	B
63	関係機関の連携、人材の育成	支援者の育成	民間支援団体との連携・協働	被害者支援の連携	民間支援団体に講師を依頼し、研修を実施する	C2	C
64	関係機関の連携、人材の育成	支援者の育成	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体の活動支援	今後も男女共同参画団体協議会と協働でフェスタを開催、会場を提供し、継続して支援を行う	B	A

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書

担当課	生活援護課	担当者	宮本 雅代
		内線	2511

4	
基本目標	相談機能の充実
施策の方向	安心して相談できる体制づくり
基本施策	被害者の状況に応じた専門相談体制の充実
内容	保健、福祉、医療等の関係機関との連携
26～29年度取組目標	さらに連携を深めるため医療等の関係機関に構成員としてネットワーク会議に参加を依頼すると共に、定期的に会議を開催して意識の醸成を図り、相談体制の充実を図る
26～28年度取組実績 ① 取組内容 ② 方法・手段 ③ 具体的数値 (部数・回数等) ④ 前回からの変更点	① 必要時には医療機関に連絡し、適切な受診ができるように手配する。
	② 必要時生活保護法医療扶助(単給)の職権処理を行う
	③ 随時
	④ 特になし
23～28年度総括	暴力根絶社会に向けて世論も関心を寄せており、制度についても関係する機関に一定の周知がされてきた。
評価	B
26～28年度取組総括 ① 実施効果 ② 課題 ③ 未達成理由	① ※取組実績や評価をもとに、どういう効果があったのか、なぜその評価となったのか、なぜできなかった等を下記に記入してください。 必要な医療の提供を行った。
	② 緊急対応が必要な時の迅速化。
	③
次期計画での必要性の有無	有
今後の方向性	※取組実績、評価や実施効果・課題・未達成理由などを踏まえて、今後の方向性を下記に記入してください。
	継続して実施

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書

担当課	配偶者暴力相談支援センター	課長名	福島 貴美
		内線	94-2201

13	
基本目標	相談機能の充実
施策の方向	相談機関・支援職員の資質向上
基本施策	相談窓口での二次的被害の防止に向けた研修
内容	相談機関・支援職員のためのマニュアルづくり
26～29年度取組目標	内閣府男女共同参画局発行の「配偶者からの暴力の被害者対応の手引」を参考に するなどして、関係課と協議しながらマニュアルを作成し、二次的被害の防 止に向けた研修を行う
26～28年度取組実績 ① 取組内容 ② 方法・手段 ③ 具体的数値 (部数・回数等) ④ 前回からの変更点	① DVについての理解不足を解消するために、庁内用に「DV被害者 対応マニュアル」を作成し、DVについてやDV被害者を発見した 時の対応などについて掲載した。 二次的被害については、ネットワーク会議専門部会の研修の中で説 明した。
	② 関係機関との打合せなどを行い、作成した。 ネットワーク会議専門部会の研修の中で説明した。
	③ 平成28年度に庁内関係課向けの「DV被害者支援対応マニュアル」 を作成した。
	④ 初めて庁内関係課向けに「DV被害者支援対応マニュアル」を作成 した。
23～28年度総括	DVについての理解不足を解消するために、庁内用に「DV被害者対応マニ ュアル」を作成し、DVについてやDV被害者を発見した時の対応などについて掲載 した。 二次的被害については、ネットワーク会議専門部会の研修の中で説明した。
評価	C2→A
26～28年度取組総括 ① 実施効果 ② 課題 ③ 未達成理由	※取組実績や評価をもとに、どういう効果があったのか、なぜその評価となっ たのか、なぜできなかった等を下記に記入してください。
	① マニュアルを作成し、DVについて理解に努めた。 研修をすることで、二次的被害の防止につながった。
	② 毎年継続的にチェックして更新する必要がある。
③	
次期計画での必要性の有無	有
今後の方向性	※取組実績、評価や実施効果・課題・未達成理由などを踏まえて、今後の方向 性を下記に記入してください。
	ネットワーク会議専門部会を担当者レベルのケース検討会議とし、ネットワ ーク会議を専門部会で出たことを共有する会議とするなどの明確化を目指す。

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書

担当課	配偶者暴力相談支援センター	課長名	福島 貴美
		内線	94-2201

40		
基本目標	被害者の自立支援	
施策の方向	心身の回復に向けた支援	
基本施策	県関係機関等との連携	
内容	県健康福祉事務所等との連携	
26~29年度取組目標	必要に応じて、県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターと連携し、心身の回復に向けた支援を行う	
26~28年度取組実績 ① 取組内容 ② 方法・手段 ③ 具体的数値 (部数・回数等) ④ 前回からの変更点	① 県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターとの連携はなかった。	
	②	
	③	
	④	
23~28年度総括	県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターとの連携した支援がなかった。	
評価	A→C	
26~28年度取組総括 ① 実施効果 ② 課題 ③ 未達成理由	※取組実績や評価をもとに、どういう効果があったのか、なぜその評価となったのか、なぜできなかった等を下記に記入してください。	
	①	
	②	県健康福祉事務所や兵庫県こころのケアセンターで行われていることの把握 DV被害者への情報提供の方法
③	連携がなかったため。	
次期計画での必要性の有無	有	
今後の方向性	※取組実績、評価や実施効果・課題・未達成理由などを踏まえて、今後の方向性を下記に記入してください。	
	ネットワーク会議専門部会を担当者レベルのケース検討会議とし、ネットワーク会議を専門部会で出たことを共有する会議とするなどの明確化を目指す。	

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書

担当課	学校教育課	課長名	俵原 正仁
		内線	3233

52	
基本目標	啓発・教育の推進
施策の方向	学校等における啓発・教育の推進
基本施策	「デートDV」の予防啓発
内容	若年層を対象にした学習機会の提供、啓発活動
26～29年度取組目標	中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供する
26～28年度取組実績 ① 取組内容 ② 方法・手段 ③ 具体的数値 (部数・回数等) ④ 前回からの変更点	① 人権教育の一環として、取り組んだ。
	② 中学3年生の人権教育年間計画に位置付け、実践を行う。
	③ 中学3年生 10月 保健体育の時間50分
	④ 前は実施できていない。
23～28年度総括	23～25年度には実施できていなかったデートDVの学習を実施することができた。
評価	C2→A
26～28年度取組総括 ① 実施効果 ② 課題 ③ 未達成理由	※取組実績や評価をもとに、どういう効果があったのか、なぜその評価となったのか、なぜできなかった等を下記に記入してください。
	① 授業を通じて、中学生が、デートDVに関して、それぞれの思いを持つことができた。
	② 実践内容の検証及び改善
③	
次期計画での必要性の有無	有
今後の方向性	※取組実績、評価や実施効果・課題・未達成理由などを踏まえて、今後の方向性を下記に記入してください。
	中学生に対して、デートDVに関する学習の取組を、継続して実施する。

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画進行管理調書

担当課	学校教育課	課長名	俵原 正仁
		内線	3233

54		
基本目標	啓発・教育の推進	
施策の方向	学校等における啓発・教育の推進	
基本施策	教職員等への啓発, 研修	
内容	研修機会の提供	
26~29年度取組目標	教職員に対するDVに関する研修機会の提供に努める	
26~28年度取組実績 ① 取組内容 ② 方法・手段 ③ 具体的数値 (部数・回数等) ④ 前回からの変更点	①	・学校園において, 教職員に対するDVに関する研修の実施。
	②	・対象となる児童生徒等がいる学校園において実施。また, スクールカウンセラーやCAP指導員による研修で行う学校もある, ・新規採用者を対象にした人権意識向上の研修において, DVに関する内容を取り入れていた研修を行う。
	③	・学校園において, 随時。 ・新規採用者を対象にした研修会は, 年1回。
	④	・学校園においてDVに関する研修を行うことができた。
23~28年度総括	前回に比べて, 教職員に対するDVに関する研修機会を多く持つことができた。	
評価	A	
26~28年度取組総括 ① 実施効果 ② 課題 ③ 未達成理由	※取組実績や評価をもとに, どういう効果があったのか, なぜその評価となったのか, なぜできなかった等を下記に記入してください。	
	①	研修を実施した学校においては, 教職員のDVに関する認識が深まった。
	②	全ての学校で行っていない。
	③	
次期計画での必要性の有無	有	
今後の方向性	※取組実績, 評価や実施効果・課題・未達成理由などを踏まえて, 今後の方向性を下記に記入してください。	
	より多くの教職員に対して, DVに関する研修機会の提供に努める。	